

令和4年度

第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会 資料

【報告事項】

- P 1 鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
委員名簿
- P 2 鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会について
- P 3 鹿島市地域公共交通会議設置要綱
- P 6 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約
- P 9 地域公共交通活性事業に係る年表
- P 13 市内循環バス平均乗車数の推移
- P 14 高津原のりあいタクシー平均乗車数の推移
- P 15 予約型のりあいタクシー稼働率の推移
- P 18 グリーンスローモビリティ実証運行事業について

【協議事項】

- P 2 1 高津原のりあいタクシーの運行経路の延長及び停留所の廃止（案）
について
- P 2 4 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- P 3 1 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
- P 3 3 市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー
の無料運行期間の実施（案）について

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(令和4年度)(任期:R4~R5)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	松尾 勝利	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳自動車(株)バス事業部長	山本 孝義	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務課長	山本 浩二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	江上 康男	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会会長 (古枝地区会長)	中西 裕司	
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	副会長	中島 スミエ	
7	鹿島市民生児童委員連絡協議会の代表者	七浦地区会長	野中 由美子	
8	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	日野 恵一	
9	市内小中学校代表者	七浦小学校 校長	西川 信一郎	
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳自動車(株)運転者	大石 智子	
11	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当) 首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	津留 崇明 牟田 嘉伊座	協議会委員 交通会議委員
12	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課 係長	坂井 歩美	
13	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	毛利 裕人	
14	鹿島警察署の職員	交通課長	川崎 洋	
15	鹿島商工会議所	専務理事	有森 滋樹	
16	九州旅客鉄道株式会社	佐賀鉄道事業部 企画運輸課長	大鶴 将司	
17	鹿島市都市建設課	都市建設課 課長補佐	堀 正和	

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市総務部	部長	田崎 靖	
	鹿島市企画財政課	課長	山口 徹也	
	鹿島市企画財政課	課長補佐	松丸 環太	
	鹿島市企画財政課企画係	係長	木原 智典	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	高木 凉美	

鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会について

- 鹿島市地域公共交通会議は平成20年5月に設置。地域交通会議は、地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保と利用促進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置されました。
- 鹿島市地域公共交通活性化協議会は平成21年3月に設置。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域公共交通網形成計画」の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置されました。法の改正に伴い、網形成計画を「地域公共交通計画」に改めております。
- 平成24年度から「地域公共交通活性化協議会」と「地域交通会議」を合わせて「合同会議」として実施しています。委員は17名で、任期は2年間（令和4年度～令和5年度）となっております。

	鹿島市地域公共交通会議	鹿島市地域公共交通活性化協議会
目的	●地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性および旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関して必要となる事項の協議	●地域公共交通計画の策定および実施に関して必要な事項を協議
根拠法	●道路運送法施行規則（第9条の3）	●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
協議が整った場合のメリット	●コミュニティバス・乗合タクシーの許可等に関する特例の適用 ●協議会参加者の協議結果の尊重義務	●地域公共交通計画の作成 ●同計画実施への許認可手続きの簡素化 ●地方債起債等の特例措置
対象交通モード	●乗合バス、乗合タクシー ●自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	●鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等の多様なモード

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長又はその指名する者とする。
- 3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聞くこと又は資料の提供を求めることができる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。
- 6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

- 2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	委員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

◎地域公共交通活性事業に係る年表

年 月	内 容	備 考
H 2 0 . 5月	鹿島市地域公共交通会議（道路運送法）の設置	
H 2 1 . 3月	鹿島市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の設置	
H 2 2 . 3月	鹿島市地域公共交通総合連携計画の策定 ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 2 . 10月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー実証運行開始 ※トリガー制度によりH 2 5年3月まで ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 3 . 4月	地域公共交通確保維持改善事業が制定 ※事業年度が10月～9月に変更 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、H 2 4年3月まで経過処置対応	
H 2 3 . 4月	市内循環バス ※運行内容を変更：12時⇒8時	
H 2 3 . 10月	市内循環バス ※路線変更：「よらんね」撤去 「執行分」「西部中前」新設 ※回数券の発行 のりあいタクシー ※路線変更：2路線を1路線に統合 高校線を新設（5便→6便） ※運賃改定：高校生以下300円⇒100円 ※回数券の発行	
H 2 4 . 4月	地域公共交通確保維持改善事業を利用して、市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行を継続	
H 2 4 . 7月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 5年9月まで継続	
H 2 5 . 6月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 6年9月まで継続	
H 2 5 . 10月	市内循環バス ※辻宿・農協前まで延長 ※ララベル内への乗り入れ開始 高津原のりあいタクシー ※ジャンボタクシーから小型タクシーへ変更 ※往路2便、復路1便を増便 ※フリー降車区間を設ける 往路 別府整形外科～鹿島駅前 復路 鷺ノ巣～かんらん	

年 月	内 容	備 考
H 2 6 . 4 月	市内循環バス ※ピオ・納富病院前バス停廃止	
H 2 6 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 7 年9 月まで継続 ただし、高津原のりあいタクシーについては、乗車数により廃止を視野におく。	
H 2 6 . 1 0 月	市内循環バス ※ラッピングをかし丸くんヘリニューアル (9月9日完成、9月10日運行開始) 高津原のりあいタクシー ※高校線廃止 9便→8便 ※運行時刻変更	
H 2 7 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年3 月まで継続 ※公共交通網形成計画を策定するまで現行のまま運行する。	
H 2 8 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年9 月まで継続※補助対象事業年度：10月～翌年9月	
H 2 9 . 3 月	鹿島市地域公共交通網形成計画の策定 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行はH 3 3 年度まで継続し、利用ニーズとの適合を図る。	
H 2 9 . 1 0 月	・生活交通路線…一部見直し（太良線の一部をララベル経由） ・廃止代替バス路線…廃線、減便、時刻・路線変更、曜日運行 ・市内循環バス…継続運行、時刻・路線見直し ※執行分～九州労働金庫前を廃止、幸通り～体育館前を経由 ・高津原のりあいタクシー…継続運行、時刻・路線見直し、全線フリー降車の実施※天神様前、鷺ノ巣を廃止 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として運行開始 ・乗車回数券の運用一部変更、乗継割引の開始	広平線・新籠線、能古見線の一部 (柿原↔尾崎区間) の廃止 他廃代減便
H 3 0 . 4 月	後期高齢者・運転免許証自主返納者・障がい者割引の開始 市内循環バスとJR等の乗継割引社会実験（H30.7月末まで） 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金の募集	
H 3 0 . 1 0 月	・市内循環バス…運賃改定（200円→100円）、運賃改定に伴う運賃割引廃止、時刻・路線見直し（2便～6便について西牟田地域を前後半に経由） ・予約型のりあいタクシー…増便（7時便）、曜日運行（平日運行）	
H 3 1 . 4 月	・廃止代替バス路線…廃線 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として能古見線区域拡大、古枝線は実証運行	山浦線・矢答線の廃止

年 月	内 容	備 考
H 3 1. 4月 ～5月	公共交通に関する市民アンケート（満足度調査）の実施 ※1,000人対象	
R 1. 6月	・予約型のりあいタクシー…登録者要件の一部見直し	
R 1. 10月	・生活交通路線…時刻・運賃変更、停留所名称変更（肥前浜宿、道の駅鹿島） ・予約型のりあいタクシー…古枝線本格運行へ移行	
R 2. 1月 ～2月	予約型のりあいタクシー登録者アンケートの実施 ※登録者201名対象	
R 2. 4月	鹿島市内地域公共交通総合時刻表の作成（各戸配布）	
R 2. 10月	・令和3年度に「鹿島市地域公共交通計画」策定する方針を決定 ・高津原のりあいタクシー…停留所名称変更（吹上荘⇒旭ヶ岡団地）	
R 3. 10月	・鹿島市地域公共交通計画策定に伴う JR 鹿島駅前利用者アンケート実施 ・市内循環バス…車両変更（マイクロバスからノンステップバスへ） ・生活交通路線、市内循環バス…停留所名称変更（鹿島総合庁舎⇒西牟田西）	
R 4. 3月	・市内循環バス（低床バスへの切り替え） ※ラッピングをかし丸くんと鹿島錦の模様へリニューアル (3月31日完成、4月1日運行開始) ・鹿島市地域公共交通計画策定（R 4～R 8 の5か年計画）	

☆地域公共交通確保維持改善事業の事業年度

H 2 3 年度：H 2 3 年 4 月～H 2 4 年 3 月 ※経過処置

H 2 4 年度：H 2 4 年 4 月～H 2 4 年 9 月

H 2 5 年度：H 2 4 年 10 月～H 2 5 年 9 月

H 2 6 年度：H 2 5 年 10 月～H 2 6 年 9 月

H 2 7 年度：H 2 6 年 10 月～H 2 7 年 9 月

H 2 8 年度：H 2 7 年 10 月～H 2 8 年 9 月

H 2 9 年度：H 2 8 年 10 月～H 2 9 年 9 月

H 3 0 年度：H 2 9 年 10 月～H 3 0 年 9 月

H 3 1 年度（R 元年度）：H 3 0 年 10 月～R 1 年 9 月

R 2 年度：R 1 年 10 月～R 2 年 9 月

R 3 年度：R 2 年 10 月～R 3 年 9 月

R 4 年度：R 3 年 10 月～R 4 年 9 月

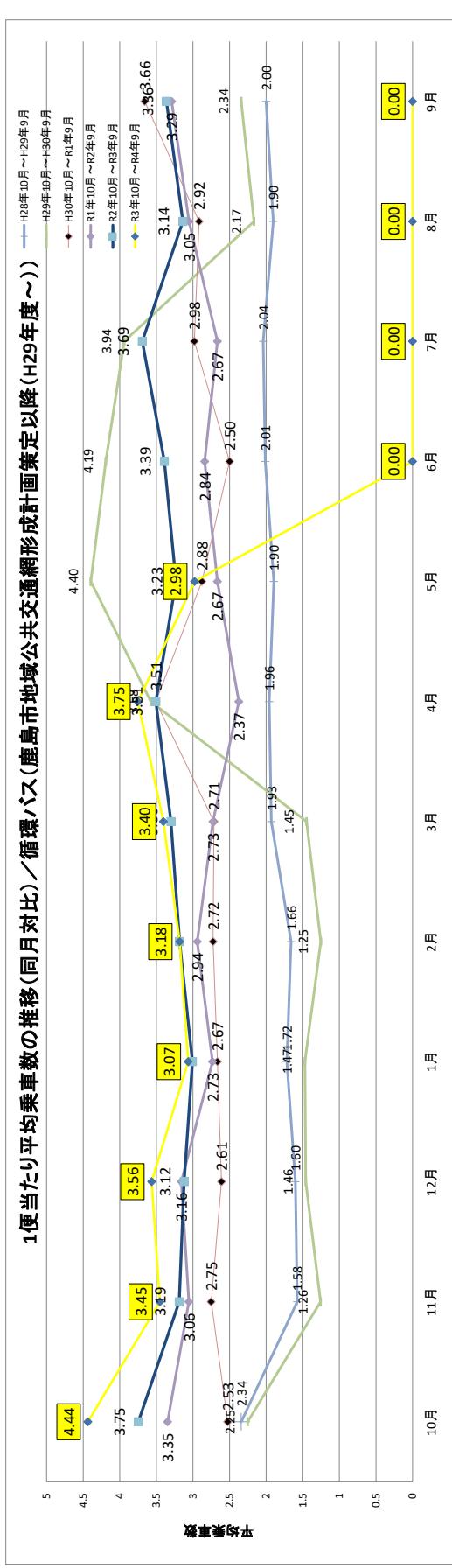
R 5 年度：R 4 年 10 月～R 5 年 9 月



平均乗車数の推移(同月対比)／市内循環バス

2022年6月現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
H23年度 H22.10～ H23.9	乗車数 1便平均乗車数	218 1.45	168 0.99	149 0.93	128 1.07	148 0.92	144 0.71	107 0.61	105 0.68	95 0.73	102 0.68	117 0.73	123 0.85	1,604 0.90	
H24年度 H23.10～ H24.9	乗車数 1便平均乗車数	169 1.13	157 1.09	140 0.93	137 0.99	129 0.90	119 0.76	157 1.09	199 1.38	193 1.33	208 1.29	212 1.29	192 1.32	2,012 1.39	
H25年度 H24.10～ H25.9	乗車数 1便平均乗車数	302 194	226 157	215 149	194 141	173 125	196 131	206 137	205 142	225 150	292 155	220 187	235 136	2,689 1,52	
H26年度 H25.10～ H26.9	乗車数 1便平均乗車数	283 181	309 215	293 203	230 167	224 162	230 153	259 173	202 140	275 183	235 163	238 151	238 165	3,033 1,71	
H27年度 H26.10～ H27.9	乗車数 1便平均乗車数	365 234	241 167	261 174	229 166	244 177	212 141	256 171	234 170	307 197	300 192	280 179	280 230	3,247 1,83	
H28年度 H27.10～ H28.9	乗車数 1便平均乗車数	326 209	295 214	230 153	165 120	246 171	292 187	235 187	246 157	253 178	300 162	291 200	268 187	3,147 1,77	
H29年度 H28.10～ H29.9	乗車数 1便平均乗車数	351 234	227 158	240 160	237 172	229 166	282 193	301 196	273 190	314 201	306 204	297 190	288 200	3,345 1,89	
H30年度 H29.10～ H30.9	乗車数 1便平均乗車数	338 225	181 126	219 146	203 147	173 125	226 145	515 358	633 440	654 419	591 394	338 217	323 234	4,394 2,49	
R1年度 H30.10～ R1.9	乗車数 1便平均乗車数	394 253	396 275	376 261	368 267	376 272	407 271	505 351	380 288	375 250	465 298	455 292	505 366	5,002 2,86	
R2年度 (R1.10～ R2.9)	乗車数 1便平均乗車数	502 335	440 306	474 316	377 273	406 273	409 274	356 273	368 267	443 267	400 284	458 267	474 305	5,107 2,91	
R3年度 (R2.10～ R3.9)	乗車数 1便平均乗車数	607 375	440 319	487 312	415 301	420 330	515 351	526 323	446 339	529 369	554 369	452 314	484 336	5,875 3,33	
R4年度 (R3.10～ R4.9)	乗車数 1便平均乗車数	692 444	497 345	556 356	423 307	531 318	420 340	563 375	411 298	0 0	0 0	0 0	0 0	4,093 3,50	
全 体		乗車数 1便平均乗車数		43,548		2.11									

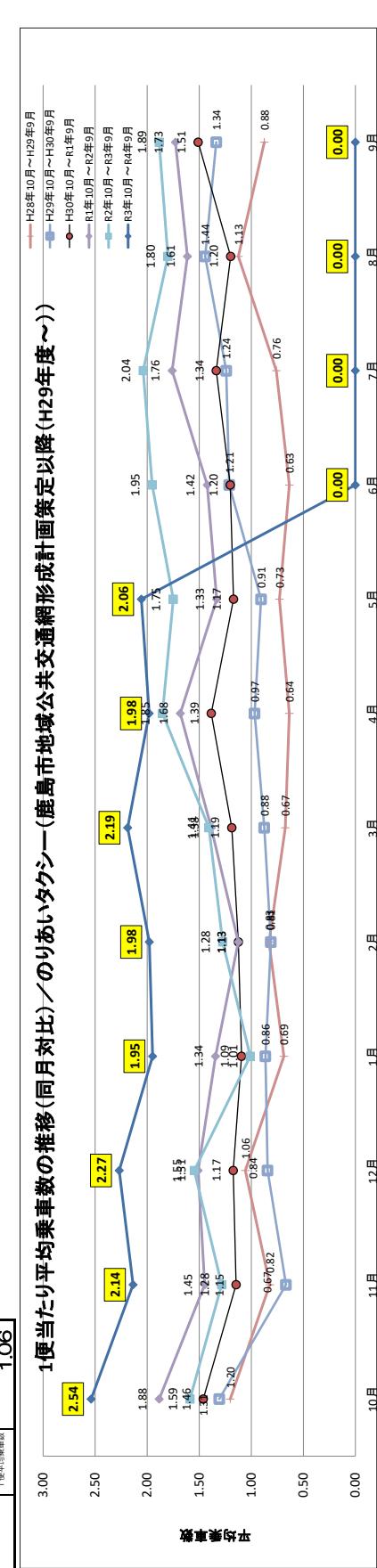


平均乗車数の推移（同月対比）／高津原のりあいタクシー（H22年10月運行開始）

2022年6月現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H22年度 (H22.10～H23.9)	利用者数 1便平均乗車数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
H24年度 (H23.10～H24.9)	利用者数 1便平均乗車数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.79
H25年度 (H24.10～H25.9)	利用者数 (降車)	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
H26年度 (H25.10～H26.9)	利用者数 1便平均乗車数	0.83	1.29	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H27年度 (H26.10～H27.9)	利用者数 1便平均乗車数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
H28年度 (H27.10～H28.9)	利用者数 1便平均乗車数	1.18	1.26	1.06	0.75	0.83	0.81	0.63	0.81	0.79	0.78	0.97	0.83	0.89
H29年度 (H28.10～H29.9)	利用者数 1便平均乗車数	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
H30年度 (H29.10～H30.9)	利用者数 1便平均乗車数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
H31年度 (H30.10～H31.9)	利用者数 1便平均乗車数	72	77	58	40	65	60	71	65	74	68	68	78	796
H32年度 (H31.10～H32.9)	利用者数 1便平均乗車数	0.69	0.74	0.60	0.42	0.68	0.63	0.68	0.71	0.65	0.77	0.81	0.81	0.67
H33年度 (H32.10～H33.9)	利用者数 1便平均乗車数	86	56	79	77	61	71	54	53	78	81	80	93	869
H34年度 (H33.10～H34.9)	利用者数 1便平均乗車数	0.77	0.64	0.76	0.80	0.69	0.63	0.52	0.60	0.75	0.78	0.91	0.97	0.73
H35年度 (H34.10～H35.9)	利用者数 1便平均乗車数	125	79	110	66	73	70	61	70	66	79	117	84	1,000
R1年度 (H30.10～R1.9)	利用者数 1便平均乗車数	1.20	0.82	1.06	0.69	0.83	0.67	0.64	0.73	0.63	0.76	1.13	0.88	0.84
R2年度 (R1.10～R2.9)	利用者数 1便平均乗車数	136	64	81	83	78	98	93	87	126	129	127	139	1,241
R3年度 (R2.10～R3.9)	利用者数 1便平均乗車数	1.31	0.67	0.84	0.86	0.81	0.88	0.97	0.91	1.21	1.24	1.44	1.34	1,04
R4年度 (R3.10～R4.9)	利用者数 1便平均乗車数	152	110	122	105	108	114	133	103	125	139	115	145	1,471
全体会	利用者数 1便平均乗車数	196	139	145	129	108	144	175	128	148	169	142	166	1,789
高津原	利用者数 1便平均乗車数	1.88	1.45	1.51	1.34	1.13	1.38	1.68	1.33	1.42	1.76	1.61	1.73	1,52
高津原	利用者数 1便平均乗車数	178	113	161	97	102	135	178	168	203	212	173	181	1,901
高津原	利用者数 1便平均乗車数	1.59	1.28	1.55	1.01	1.28	1.41	1.85	1.75	1.95	2.04	1.80	1.89	1,633
高津原	利用者数 1便平均乗車数	264	205	236	187	190	245	206	181	0	0	0	0	1,714
高津原	利用者数 1便平均乗車数	2.54	2.14	2.27	1.95	1.98	2.19	1.98	2.06	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	2,14

3.00 1便当たり平均乗車数の推移(同月対比)／のりあいタクシー(鹿島市地域公共交通網形成計画策定以降(H29年度～))

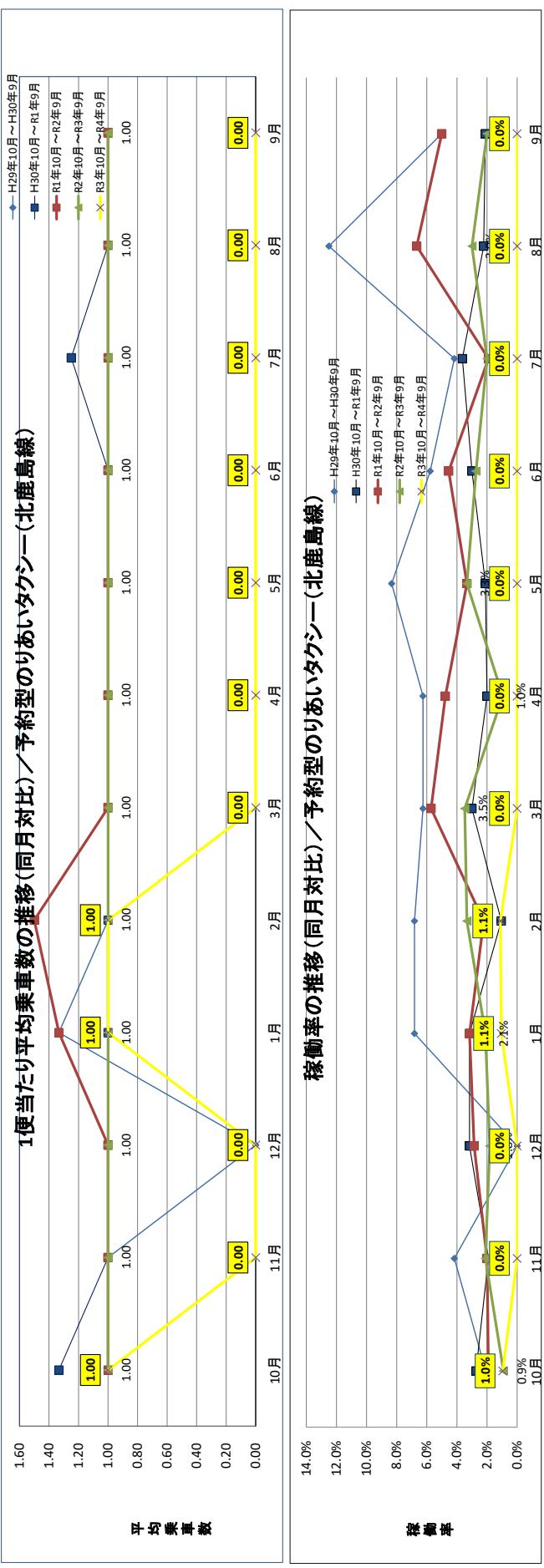


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【北鹿島線】（H29年10月運行開始）

2022年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 （H29.10～ H30.9）	利用者数 1便担当乗車数	1	2	0	4	3	3	3	4	3	3	2	6	33
	稼働率	1.00	1.00	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03
R1年度 （R1.10～ R1.9）	利用者数 1便担当乗車数	2.1%	4.2%	0.0%	6.8%	6.3%	6.3%	8.3%	5.8%	4.2%	12.5%	5.0%	5.7%	
	稼働率	4	2	3	3	1	3	2	2	3	5	2	2	32
R2年度 （R1.10～ R2.9）	利用者数 1便担当乗車数	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.25	1.00	1.00	1.07
	稼働率	2.7%	1.9%	3.2%	3.2%	1.1%	3.0%	2.0%	2.1%	3.0%	3.6%	2.2%	2.1%	2.5%
R3年度 （R2.10～ R3.9）	利用者数 1便担当乗車数	2	2	3	4	3	6	5	3	5	2	6	5	46
	稼働率	1.9%	2.0%	2.9%	3.2%	2.2%	5.7%	4.8%	3.3%	4.5%	1.9%	6.7%	5.0%	3.7%
R4年度 （R3.10～ R4.9）	利用者数 1便担当乗車数	1	2	2	2	3	4	1	3	3	2	3	2	28
	稼働率	0.9%	2.1%	1.8%	2.1%	3.3%	3.5%	1.0%	3.3%	2.7%	2.0%	3.0%	2.0%	2.2%
		利用者数 全体	139	1.04	3.5%									
		1便担当乗車数												
		稼働率												

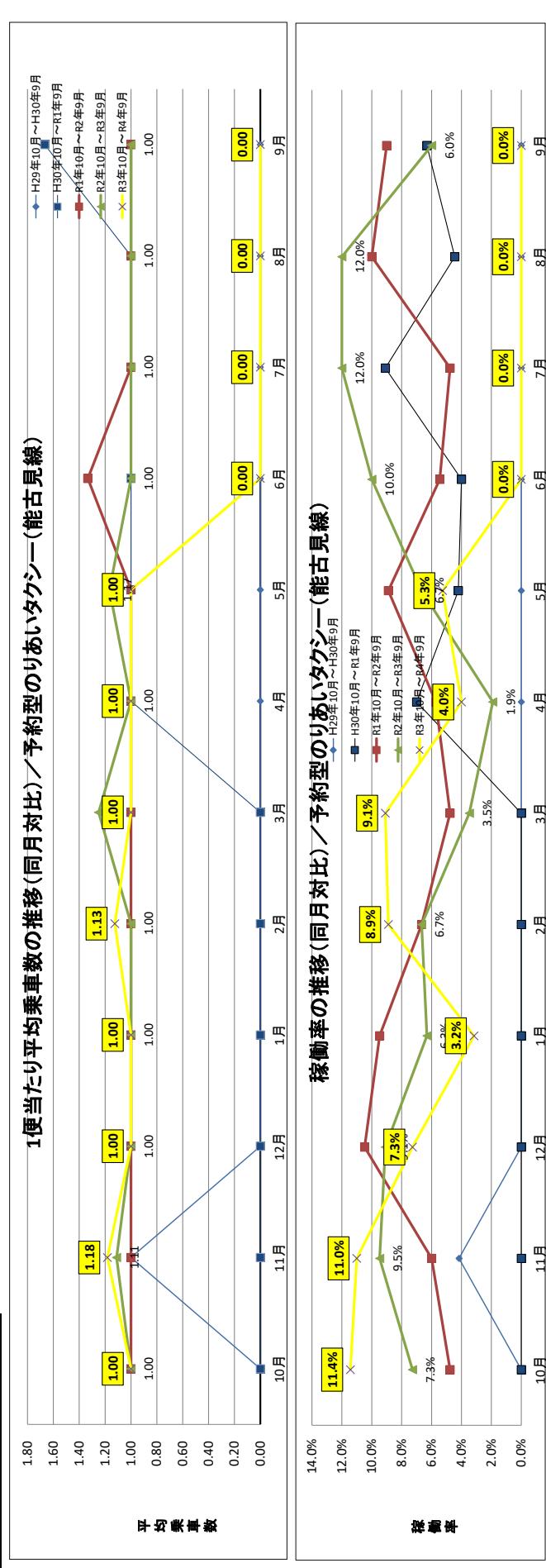
利用者数	1便担当乗車数	稼働率
全体	1.04	3.5%



稼働率・平均乗車数の推移(同月対比)／予約型のりあいタクシー【能古見線】(H29年10月運行開始)

2022年6月 現在

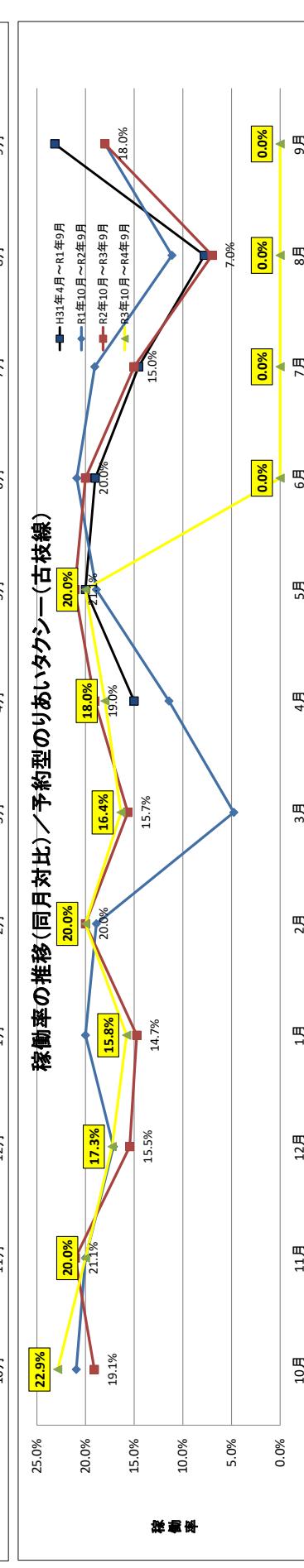
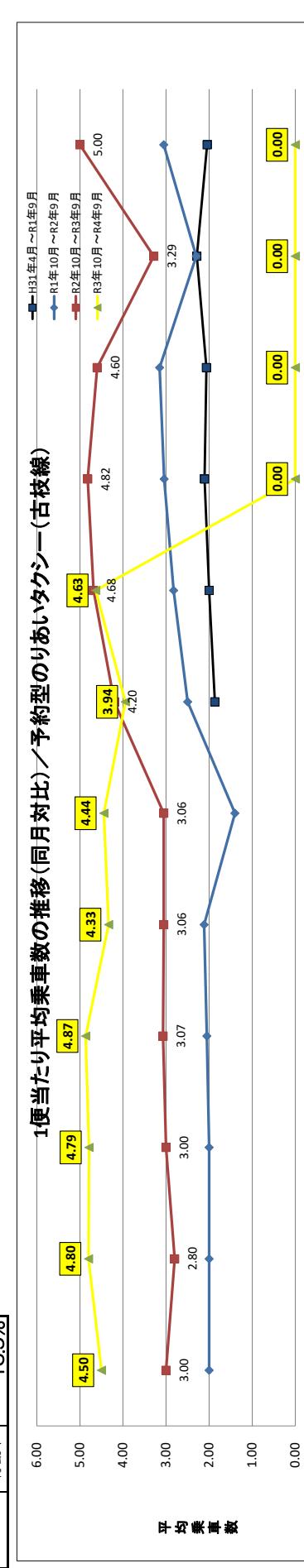
年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数 1便当たり乗車数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	稼働率	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
R1年度 (R1.10～ R1.9)	利用者数 1便当たり乗車数	0	0	0	0	0	0	0	7	4	4	10	4	39
	稼働率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	4.2%	4.0%	9.1%	4.4%	1.11
R2年度 (R1.10～ R2.9)	利用者数 1便当たり乗車数	5	6	11	9	6	5	6	8	8	5	9	9	87
	稼働率	4.8%	6.0%	10.5%	9.5%	6.7%	4.8%	5.7%	8.9%	5.5%	4.8%	10.0%	9.0%	7.2%
R3年度 (R2.10～ R3.9)	利用者数 1便当たり乗車数	8	10	10	6	6	5	2	7	11	12	12	6	95
	稼働率	7.3%	9.5%	9.1%	6.3%	6.7%	3.5%	1.9%	6.7%	10.0%	12.0%	12.0%	6.0%	7.5%
R4年度 (R3.10～ R4.9)	利用者数 1便当たり乗車数	12	13	8	3	9	10	4	5	0	0	0	0	64
	稼働率	11.4%	11.0%	7.3%	3.2%	8.9%	9.1%	4.0%	5.3%					1.05
利用者数		223												
全体		1.05												
稼働率		4.5%												



稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【古枝線】（H31年4月運行開始）

2022年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
R1年度 (H31.4～R1.9)	利用者数 1便当たり乗車数													
R2年度 (R1.10～R2.9)	利用者数 稼働率	44 2.00	40 2.00	36 2.05	39 2.12	36 1.40	7 2.50	30 2.82	48 3.04	70 3.15	63 3.15	23 3.15	55 3.30	204 3.30
R3年度 (R2.10～R3.9)	利用者数 稼働率	63 3.00	56 2.80	51 3.00	43 3.07	55 3.06	55 4.20	84 4.68	89 4.82	106 4.60	69 3.29	23 5.00	90 3.29	784 5.00
R3年度 (R2.10～R3.9)	利用者数 稼働率	19.1% 21.0%	21.1% 20.0%	15.5% 20.0%	14.7% 18.9%	20.0% 4.8%	19.0% 11.4%	20.9% 18.9%	19.0% 20.9%	21.1% 19.0%	20.0% 19.0%	11.1% 19.0%	18.0% 11.1%	16.8% 18.0%
R3年度 (R2.10～R3.9)	利用者数 稼働率	108 4.50	96 4.80	91 4.79	73 4.87	78 4.33	80 4.44	71 3.94	88 4.63	0 4.63	0 4.63	0 4.63	0 4.63	685 4.54
全体	利用者数 稼働率	1,475 2.85		200% 17.3%	15.8% 200%	200% 15.8%	200% 16.4%	200% 18.0%	200% 20.0%	200% 20.0%	200% 20.0%	200% 20.0%	200% 20.0%	1,88%



事業計画（実証運行）期間 10月1日（土）から11月6日（日）まで

使用車両 ヤマハAR-07（乗車店員7名 乗客6名）

時速20km以下走行 雨天時用に、エンクロージャー（サイドビニールカバー）装着

I グリーンスローモビリティ実証運行事業【高津原のりあいタクシー】

- ・実証期間 10月3日（月）から11月4日（金）まで（毎週 月・水・金曜運行）
10月10日（月・祝）は、運休 運行日合計回数14日
- ・コース 現行の高津原線と同じルート運行（鹿島警察署 確認済み）
- ・使用車両 グリーンスローモビリティ AR-07、但し荒天の場合と肥前鹿島干潟往復予約時は、肥前鹿島干潟の送迎優先とする。その場合は普通タクシーで運行。
- ・運賃 無料（実証運行事業委託料内で対応）
- ・時刻表 時速20km以下で運行のため、1日4便程度（充電考慮）
- ・停留所 蟻尾山バス停 増設 ・中の谷バス停 廃止 他は現行どおり
- ・特記 フリー乗車区間の新設 蟻尾山バス停から犬塚病院バス停 間
フリー降車は変更無し 蟻尾山バス停含む全区間
- ・荒天時 普通タクシーで運行（判断は弊社）

II グリーンスローモビリティ実証運行事業【肥前鹿島駅から肥前鹿島干潟往復予約実証運行】

グリスロ高津原のりあいタクシー実証運行と重複時は、
こちらの運行をグリスロ優先とする。

- ・コース 別紙1（案）のとおり
- ・使用車両 グリーンスローモビリティ AR-07、荒天の場合は、普通タクシーで運行。
- ・運賃 無料（実証運行事業委託料内で対応）
- ・ご依頼の予約時間が重複する場合は、お客様に乗合協力依頼を致します。

III グリーンスローモビリティ実証運行事業【脱炭素社会に向けた啓発とイベント試乗会】

秋の酒まつり10月23日（日）、他 保育園、学校 等 啓発教室試乗等

- ・コース 秋の酒まつり時は、別紙2（案）のとおり（JR 肥前浜駅から幸姫酒造の往復路線）
啓発イベント試乗は、基本的に依頼者敷地内、公共施設内試乗。幹線道路運行除外。
- ・使用車両 グリーンスローモビリティ AR-07 運行（荒天の場合は、運行中止）
- ・運賃 無料（実証運行事業委託料内で対応）
- ・他 高津原線及び肥前鹿島干潟運行の空き日試乗会開催とする

IV 上記運行に関し、国道等の回送必要時は、車積載車両を借ります。

- ・賃借料金 実証運行事業委託料内で対応

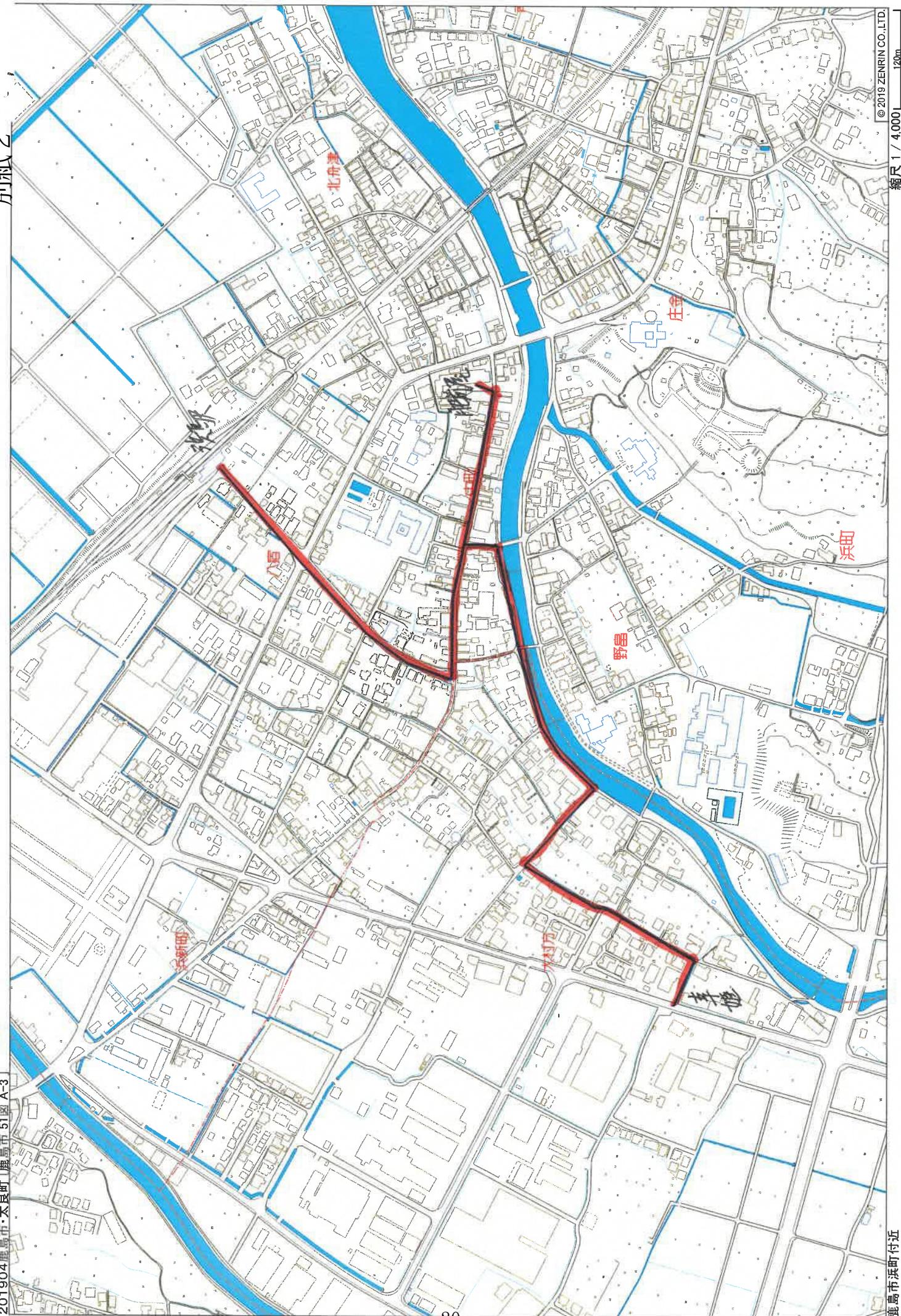
ヤマハ AR-07



予定車両

- ・その他 任意保険、充電設備
- ・その他 車両ナンバー等 車検証 使用者（鹿島市）名義

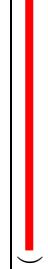


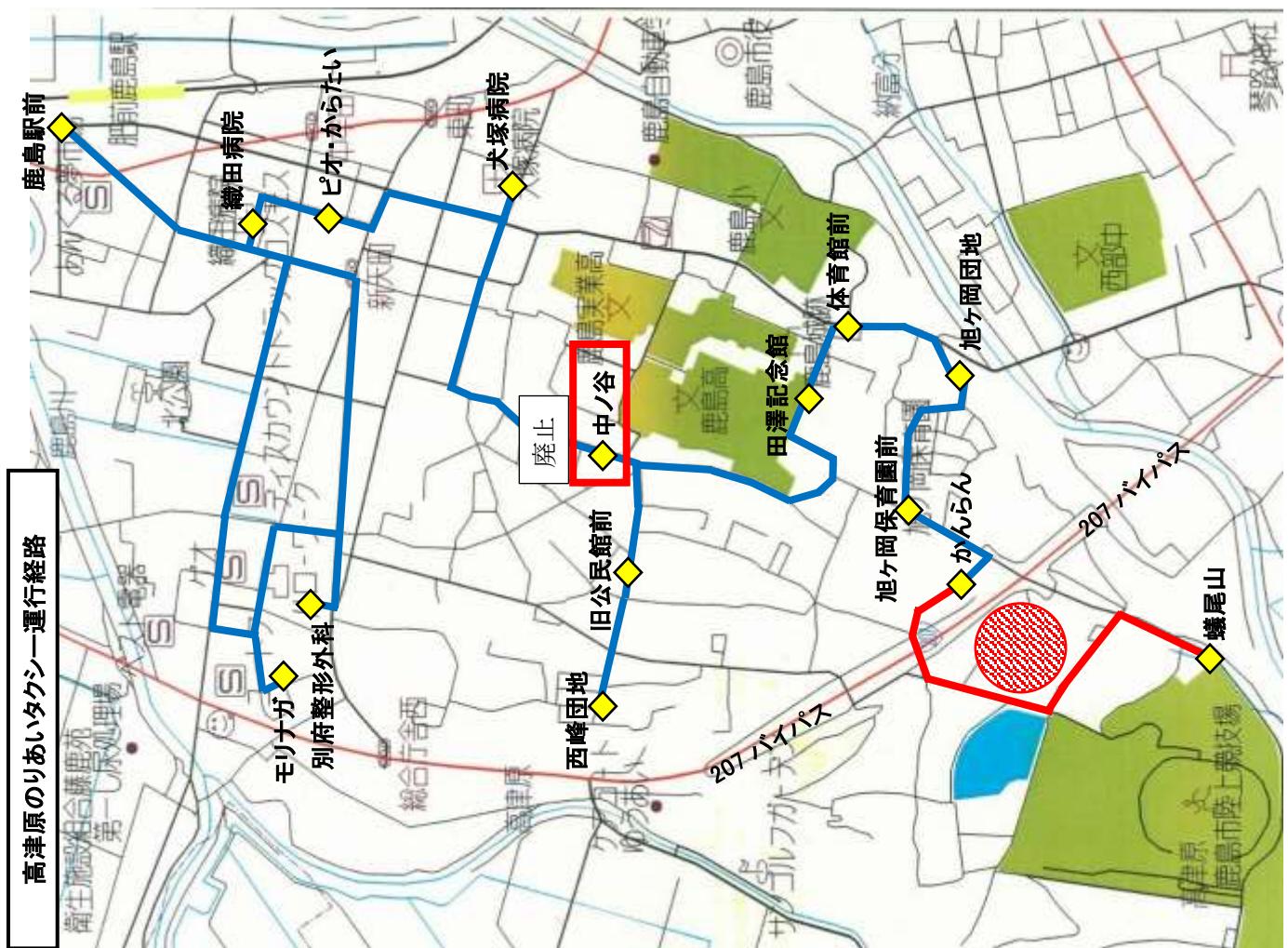


協議1 高津原のりあいタクシーの運行経路の延長及び停留所の廃止 (案)について

のりあいタクシーの利便性向上のため、運行経路の延長、延長に伴うフリー降車区間の追加、フリー乗車区間の新設及びフリー乗車区間の新設に伴うバス停留所の廃止を次のとおり実施したい。

1. 運行区間の延長
 - 蟻尾山～かんらん 約 1.0km
路線延長に伴い、停留所「蟻尾山」を新設
※グラウンドゴルフ場下の駐車場に設置
2. フリー乗車・降車
 - 新設：フリー乗車区間
蟻尾山～犬塚病院 約 4.7km
 - 追加：フリー降車
蟻尾山～かんらん 約 1.0km
3. 停留所の新設・廃止
 - 新設：「蟻尾山」停留所
 - 廃止：「中ノ谷」停留所
4. 開始時期 令和4年10月1日

<p>●路線延長（ 部分）</p> <p>【路線延長区間】 蟻尾山～かんらん 約 1.0 km</p> <p>【開始時期】 R4. 10. 1（予定）</p> <p>【路線延長に伴う事項】 停留所新設「蟻尾山」…グラウンドゴルフ場下の駐車場に新設 時刻表修正…「蟻尾山」</p>	<p>●フリー乗車（フリー降車の追加含む）</p> <p>【フリー乗車区間（新設）】 蟻尾山～犬塚病院 約 4.70 km</p> <p>【開始時期】 R4. 10. 1（予定）</p> <p>【フリー乗車に伴う停留所の廃止】※運行経路の変更なし 「中ノ谷」</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>停留所名</th> <th>フリー乗車</th> <th>フリー降車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿島駅前</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>モリナガ</td><td></td><td>↓</td></tr> <tr><td>別府整形外科</td><td></td><td>↔</td></tr> <tr><td>大塚病院</td><td>↑</td><td></td></tr> <tr><td>ピオ・からかい</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>西峰団地</td><td>↓</td><td></td></tr> <tr><td>かんらん</td><td></td><td>↔</td></tr> <tr><td>旭ヶ岡保育園前</td><td>↑</td><td></td></tr> <tr><td>体育館前</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>田澤記念館</td><td>↓</td><td></td></tr> <tr><td>旭ヶ岡保育園前</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>かんらん</td><td></td><td>↓</td></tr> <tr><td>西峰団地</td><td>↑</td><td></td></tr> <tr><td>大塚病院</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>ピオ・からかい</td><td></td><td>↓</td></tr> <tr><td>西峰団地</td><td>↑</td><td></td></tr> <tr><td>高木眼科前</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>織田病院</td><td></td><td>↓</td></tr> <tr><td>別府整形外科</td><td></td><td>↑</td></tr> <tr><td>モリナガ</td><td></td><td>↓</td></tr> <tr><td>鹿島駅前</td><td>↑</td><td></td></tr> </tbody> </table>	停留所名	フリー乗車	フリー降車	鹿島駅前		↑	モリナガ		↓	別府整形外科		↔	大塚病院	↑		ピオ・からかい		↑	西峰団地	↓		かんらん		↔	旭ヶ岡保育園前	↑		体育館前		↑	田澤記念館	↓		旭ヶ岡保育園前		↑	かんらん		↓	西峰団地	↑		大塚病院		↑	ピオ・からかい		↓	西峰団地	↑		高木眼科前		↑	織田病院		↓	別府整形外科		↑	モリナガ		↓	鹿島駅前	↑	
停留所名	フリー乗車	フリー降車																																																																		
鹿島駅前		↑																																																																		
モリナガ		↓																																																																		
別府整形外科		↔																																																																		
大塚病院	↑																																																																			
ピオ・からかい		↑																																																																		
西峰団地	↓																																																																			
かんらん		↔																																																																		
旭ヶ岡保育園前	↑																																																																			
体育館前		↑																																																																		
田澤記念館	↓																																																																			
旭ヶ岡保育園前		↑																																																																		
かんらん		↓																																																																		
西峰団地	↑																																																																			
大塚病院		↑																																																																		
ピオ・からかい		↓																																																																		
西峰団地	↑																																																																			
高木眼科前		↑																																																																		
織田病院		↓																																																																		
別府整形外科		↑																																																																		
モリナガ		↓																																																																		
鹿島駅前	↑																																																																			



高津原のりあいタクシー 時刻表 (R4.10.1～) (案)

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
蟻尾山	8:30	9:15	10:00	10:45	13:00			
かんらん	8:33	9:18	10:03	10:48	13:03			
旭ヶ岡保育園前	8:34	9:19	10:04	10:49	13:04			
旭ヶ岡団地	8:36	9:21	10:06	10:51	13:06			
体育館前	8:38	9:23	10:08	10:53	13:08			
田澤記念館	8:40	9:25	10:10	10:55	13:10			
西峰団地	8:43	9:28	10:13	10:58	13:13			
旧公民館前	8:45	9:30	10:15	11:00	13:15			
大塚病院	8:48	9:33	10:18	11:03	13:18			
ピオ・かたらい	8:50	9:35	10:20	11:05	13:20			
織田病院	8:51	9:36	10:21	11:06	13:21			
別府整形外科	8:54	9:39	10:24	11:09	13:24			
モリナガ	8:56	9:41	10:26	11:11	13:26			
高木眼科	8:58	9:43	10:28	11:13	13:28			
鹿島駅前	9:00	9:45	10:30	11:15	13:30			



●路線延長（ 部分）	
①市道 267 号	蟻尾山公園線 230m
②市道 18 号	横田・久保堤線 220m
③市道 265 号	高津原公園線 230m
④市道 241 号	柿ノ木・永清寺線 90m
⑤里道	170m
計	940m (約 1.0 km)



協議2 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月29日

（名称）鹿島市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称																																			
鹿島市生活交通確保維持改善計画																																			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																																			
<p>鹿島市における公共交通は、現在路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー及び鉄道（JR長崎本線）で構成される。路線バスは、山間部と市街地を結ぶ廃止代替路線と当市とその他市町を結ぶ生活交通路線がある。市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、交通弱者の生活するための移動手段の確保と交通空白地域の解消を目的とし、平成22年10月から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内の主な病院、商業施設と交通空白地域を周回運行しており、平成29年10月からは一部地域の廃止代替路線をデマンド型交通へと移行及び予約型のりあいタクシーの運行を開始し、平成31年4月にはデマンド運行営業区域を拡大し運行している。</p> <p>特に、市内を走るこれらのバスは、交通弱者にとって生活の足として大きな役割を担っており、これから超高齢化社会に向けて移動手段の確保は、重要な課題である。</p> <p>そのため、令和3年度に策定した「鹿島市地域公共交通計画」と整合性を取りながら、これらの交通網について、より住民ニーズに沿った形で見直しを加え、より便利な交通網の確立を図らなければならない。</p> <p>そこで、交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図るために、市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで市民（特に交通弱者）が安心で便利な交通網の確立を図ることが必要である。</p>																																			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																																			
(1) 事業の目標																																			
<p>市民（特に交通弱者）の移動手段を確保し、既存資源を利用した効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、平均乗車数について以下のような目標を設定する。</p> <p>※高津原のりあいタクシーは1回（往復）あたりの数値、予約型のりあいタクシーは稼働率</p> <table><thead><tr><th></th><th>(R4年度※)</th><th>(R5年度)</th><th>(R6年度)</th><th>(R7年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>市内循環バス</td><td>3.50人/1便</td><td>3.60人/1便</td><td>3.70人/1便</td><td>3.85人/1便</td></tr><tr><td>高津原のりあいタクシー</td><td>4.28人/1便</td><td>4.30人/1便</td><td>4.30人/1便</td><td>4.30人/1便</td></tr><tr><td>予約型のりあいタクシー</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>（能古見線）</td><td>稼働率 6.3%</td><td>稼働率 20.0%</td><td>同左</td><td>同左</td></tr><tr><td>（北鹿島線）</td><td>稼働率 0.4%</td><td>稼働率 20.0%</td><td>同左</td><td>同左</td></tr><tr><td>（古枝線）</td><td>稼働率 18.8%</td><td>稼働率 30.0%</td><td>同左</td><td>同左</td></tr></tbody></table> <p>※参考：R4年度実績値（R4.5時点）、目標値：鹿島市地域公共交通計画 P46 参照 ※高津原のりあいタクシーは鹿島市地域公共交通網形成計画での目標値を達成したため、平均乗車数の目標としては現状維持とする。</p>		(R4年度※)	(R5年度)	(R6年度)	(R7年度)	市内循環バス	3.50人/1便	3.60人/1便	3.70人/1便	3.85人/1便	高津原のりあいタクシー	4.28人/1便	4.30人/1便	4.30人/1便	4.30人/1便	予約型のりあいタクシー					（能古見線）	稼働率 6.3%	稼働率 20.0%	同左	同左	（北鹿島線）	稼働率 0.4%	稼働率 20.0%	同左	同左	（古枝線）	稼働率 18.8%	稼働率 30.0%	同左	同左
	(R4年度※)	(R5年度)	(R6年度)	(R7年度)																															
市内循環バス	3.50人/1便	3.60人/1便	3.70人/1便	3.85人/1便																															
高津原のりあいタクシー	4.28人/1便	4.30人/1便	4.30人/1便	4.30人/1便																															
予約型のりあいタクシー																																			
（能古見線）	稼働率 6.3%	稼働率 20.0%	同左	同左																															
（北鹿島線）	稼働率 0.4%	稼働率 20.0%	同左	同左																															
（古枝線）	稼働率 18.8%	稼働率 30.0%	同左	同左																															

(2) 事業の効果

循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで、以下の効果が期待される。

1. 交通弱者に対する移動手段が確保できる。
2. 市内的主要拠点・交通結節点へのアクセスが確保され、利便性の向上が図られる。
3. 需要の高い交通空白地域に対する公共交通網を確保できる。
4. 公共交通の情報提供等により、新たな需要を創出できる。
5. 運行コストや地域からの協力を考慮した持続可能な公共交通網を構築できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・移動需要に応じた、路線バス及びのりあいタクシーの運行エリアの見直し
(協議会・事業者)
- ・路線バスの運行ルートと市民の移動ニーズのマッチング(協議会、事業者)
- ・交通空白地への公共交通網の拡充(協議会、事業者)
- ・AI・ICTを活用したデマンド交通システムの導入(協議会、事業者)
- ・西九州新幹線や特急列車への乗り継ぎ利便性を想定したバス運行本数の維持・充実およびバス運行ダイヤの見直し(協議会、事業者)
- ・肥前鹿島駅・肥前浜駅での乗り継ぎ利便性を想定したバス運行ダイヤの見直し
(協議会、事業者)
- ・市内循環バスの運行維持・充実(協議会、事業者)
- ・バス停の待合環境の整備・充実(協議会、事業者、地域住民・事業者、施設所有者)
- ・分かりやすく使いやすい総合時刻表の作成(協議会)
- ・交通弱者(高齢者、障がい者、運転免許証自主返納者)への支援
(鹿島市、事業者、警察署)
- ・若年層や高齢者を対象とした公共交通利用体験会の実施
(協議会、事業者、教育委員会、老人クラブ)
- ・商業施設と連携した利用促進策の実施(協議会、商工会議所、商業施設)
- ・医療・福祉部門と連携した利用促進策の実施(協議会、社会福祉協議会、医療施設)
- ・公共交通利用に係る公報活動の推進
(協議会、事業者、観光協会、商工会議所、老人クラブ、民生児童委員連絡協議会)

(鹿島市地域公共交通計画 P37-38 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図

別添 路線図 参照

②予定している時刻表・運行期間

別添 時刻表 参照

③運送事業者の決定方法

運送事業者の選定に当たっては、平成22年10月からの実証運行での、ガイドラインに基づき、利用者の利便性、緊急時の対応能力を考慮するとともに、地元の交通事情に熟知し、既存路線との調整が容易な市内のバス事業者1社、タクシー事業者1社に選定した。また、市内循環バスと高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを運行するにあたり、当協議会の構成員として、積極的に協議参加、協力していただいている。

本事業を実施するに当たり、市のHPに運送事業の計画を掲載するなどして一定期間公開を行った上で、これまでの運行実績や本事業へのスムーズな移行及び継続運行による利用者の安心感、親密感を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿島市随意契約取扱要領第3条第3項の規定に基づき、市内循環バスを祐徳自動車株式会社、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを有限会社再耕庵タクシーと随意契約をする。

④補足資料

市内循環バスは、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設、公共機関を循環する路線を設定した。また、鹿島バスセンターでJR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

高津原のりあいタクシーの高津原線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

予約型のりあいタクシーの北鹿島線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させ、能古見線及び古枝線では、交通空白地区の居住地域と商業施設を往復する路線を設定し、「ララベル」停留所で、路線バス、幹線バス路線、市内循環バスと接続させた。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鹿島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

祐徳自動車 株式会社

有限会社 再耕庵タクシー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組にかかる取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

第1回 令和3年6月28日 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認
令和4年度事業計画及び予算承認
市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認
鹿島市地域公共交通計画策定業務の今後のスケジュール

第2回 令和3年11月26日 令和3年度事業報告及び決算報告
令和4年度事業計画及び補正予算について
鹿島市地域公共交通計画の骨子について

第3回 令和4年1月12日 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認
鹿島市地域公共交通計画の素案について

第4回 令和4年3月11日 鹿島市地域公共交通計画の決定承認
鹿島市地域公共交通計画における令和4年度からの取組承認

第1回 令和4年6月29日 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認
令和5年度事業計画及び予算承認
市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認

21. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、市民や利用者の代表として、市区長会、老人クラブ連合会、鹿島市PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、市内小中学校代表者、鹿島商工会議所の代表者が入っており、事業計画等に対しても意見等を反映して作成した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課
関係市区町村	鹿島市 総務部 企画財政課
交通事業者・交通施設管理者等	祐徳自動車株式会社 有限会社再耕庵タクシー 鹿島警察署交通課 杵藤土木事務所管理課 九州旅客鉄道株式会社 佐賀県バス・タクシー協会 鹿島市（都市建設課）
地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鹿島市区長会 老人クラブ連合会 鹿島市PTA連合会 鹿島市民生児童委員連絡協議会 市内小中学校代表者 鹿島商工会議所 公共交通運転手（祐徳自動車株式会社バス運転手）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

(所 属) 鹿島市役所 総務部 企画財政課

(氏 名) 高木 涼美

(電 話) 0954-63-2101

(e-mail) suzumi-takaki@city.saga-kashima.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			計画運行回数	利便性増進特例措置	基準で該当する要件(別表7のみ)	地域内フイーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)
			起点	経由地	終点				
	祐徳自動車株	(1) 市内準幹線(西回り) 鹿島BC	市役所・工 イブル	鹿島BC	循環 km	12.1km 295日 885.0回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、吉田線、太良線の鹿島BC停留所にて接続
	祐徳自動車株	(2) 市内循環線(東回り) 鹿島BC	市役所・工 イブル	鹿島BC	循環 km	11.9km 295日 885.0回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、吉田線、太良線の鹿島BC停留所にて接続
	(有)再耕庵タクシー	(3) 高津原線 蟻尾山	大塚病院	鹿島駅前	往 復 7.8km 7.8km	147日 588.0回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、吉田線、太良線の鹿島駅前停留所にて接続
鹿島市	(有)再耕庵タクシー	(4) 能古見線 (一部)地区	広平、中木 庭、番在開 拓、白鳥 尾、中川内 (一部)、山 浦開拓、山 浦、川内、 (一部)地区		km	244日 244.0回	区域	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、吉田線、太良線のララベル停留所にて接続
			北鹿島東 部地区		km km	244日 244.0回	区域	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、吉田線、太良線の鹿島駅前停留所にて接続
			矢筈、七 ヶ開、鯨 地区		km	244日 366.0回	区域	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、吉田線、太良線の祐野環状幹線(社前、吉古小学校前停留所、太良線のララベル前停留所)にて接続
					km				

(参考)予約型のりあいタクシーの計画運行回数の算出について
R5年度 年間運行日数 244日
1日5便運行毎日5便運行した場合 244日 × 5便 = 1,220便
北鹿島線、能古見線 目標稼働率20% 1,220便 × 20% = 244回
古枝線 目標稼働率30% 1,220便 × 30% = 366回

協議3

令和5年度鹿島市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

事業期間

令和4年10月1日～令和5年9月30日

日時	事業名
令和4年10月3日～8日	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び 予約型のりあいタクシー無料運行（1週間） 対象：学生・高齢者・障がい者（介護人）・ 運転免許自主返納者
令和4年11月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和5年2月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
令和5年4月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び 予約型のりあいタクシー無料運行（1週間） 対象：学生・高齢者・障がい者（介護人）・ 運転免許自主返納者
令和5年6月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請 書提出

令和5年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会予算(案)

(令和4年10月1日～令和5年9月30日)

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,800	・鹿島市負担金 ・予約型のりあいタクシー(古枝線) 太良町民利用分負担金(100)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,928	見込み額(R4.9決算見込)
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収	0	
計			6,728	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	0	
		2 事務費	0	
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費	6,584	市内循環バス委託料 4,044
				高津原のりあいタクシー委託料 1,068
				予約型のりあいタクシー委託料 422
				待合室改修 500
				時刻表・手引き作成 400
				無料運行期間運賃負担 50
				消耗品費・振込手数料等 100
3 予備費	1 予備費	1 予備費	144	
計			6,728	

(※参考 運行委託料算出について)

(単位:千円)

	運行経費	運賃収入	国庫補助	委託料
市内循環バス	7,486	354	3,088	4,044
高津原のりあいタクシー	2,705	294	1,343	1,068
予約型のりあいタクシー	989	66	501	422

協議4 市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーの無料運行期間の実施（案）について

市内循環バス・のりあいタクシーの利用促進のため、運行事業者の協力により期間を定めた無料運行をおこない、運行内容を周知及び利用促進のため次のとおり実施したい。（毎年2回実施中）

1. 無料運行期間 10月3日（月）～10月8日（土）
市内循環バス 5日間（月、火、水、木、金、土）
高津原のりあいタクシー 3日間（火、木、土）
予約型のりあいタクシー（北鹿島線、能古見線、古枝線）
5日間（月、火、水、木、金）
2. 無料対象者
 - 学生（小学・中学・高校生）※在学中
 - 高齢者（満65歳以上）
※昭和33年（1958年）4月1日以前の生まれの方
(令和4年度中に65歳以上になる方)
 - 障がい者（身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳の交付を受けている方）及び介護人※1名につき1名まで
 - 運転免許自主返納者
3. 対象者の判定 基本学生証、保険証、障がい者手帳、運転経歴証明書等による要件確認を行う。
4. 期間中の運賃 対象者が利用する全便全路線について無料
※10月に実施する乗車人数分の運賃については各運行事業者負担し、4月に実施予定の無料乗車人数分の運賃については、協議会（市）の負担とするよう調整する。